

東京ウィメンズプラザ 令和3年度コーディネート研修（基礎編）

配偶者暴力相談支援センターの取組

世田谷区 人権・男女共同参画担当課 泉 圭子

世田谷区配偶者暴力相談支援センター（以下支援センターと表記）の機能整備について

設置年月日

平成30年12月3日

施設の種類

支庁等(生活文化政策部人権・男女共同参画担当課)

機能整備の根拠規定等

平成30年8月9日政策会議資料

**世田谷区配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱
(平成30年11月30日制定、同年12月3日施行)**

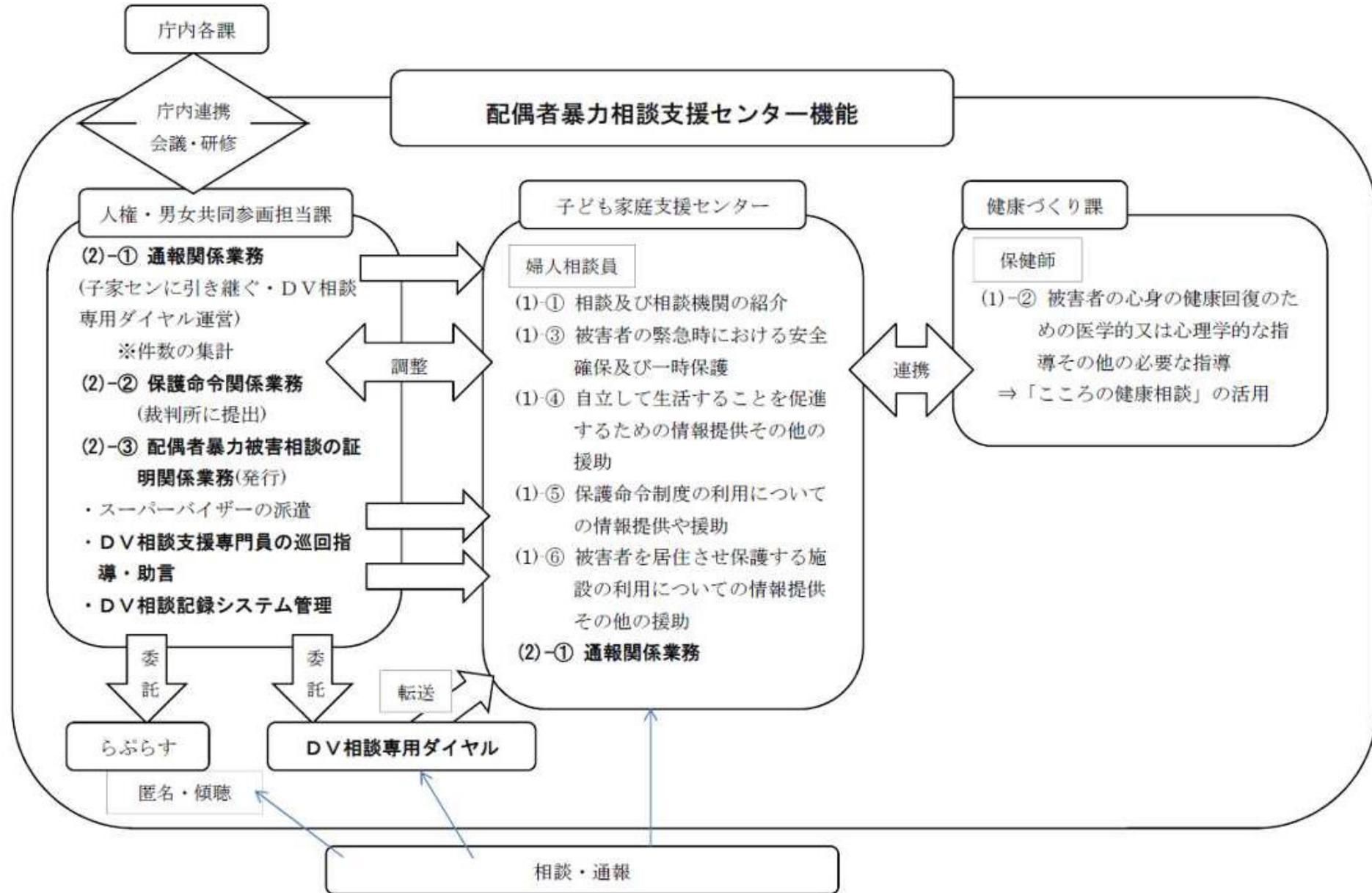
支援センター機能整備のきっかけと経緯

- ・平成29年3月「世田谷区第二次男女共同参画プラン」策定
「DV被害者支援の充実」において、「配偶者暴力相談支援センター機能」の検討
- ・平成30年4月「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」施行
男女共同参画の基本的な施策として「ドメスティック・バイオレンスの根絶」を掲げるとともに、DV被害者支援に関わる所管において、支援に関する具体的な仕組みや課題解決に向けた体制づくりについて検討を進めてきた

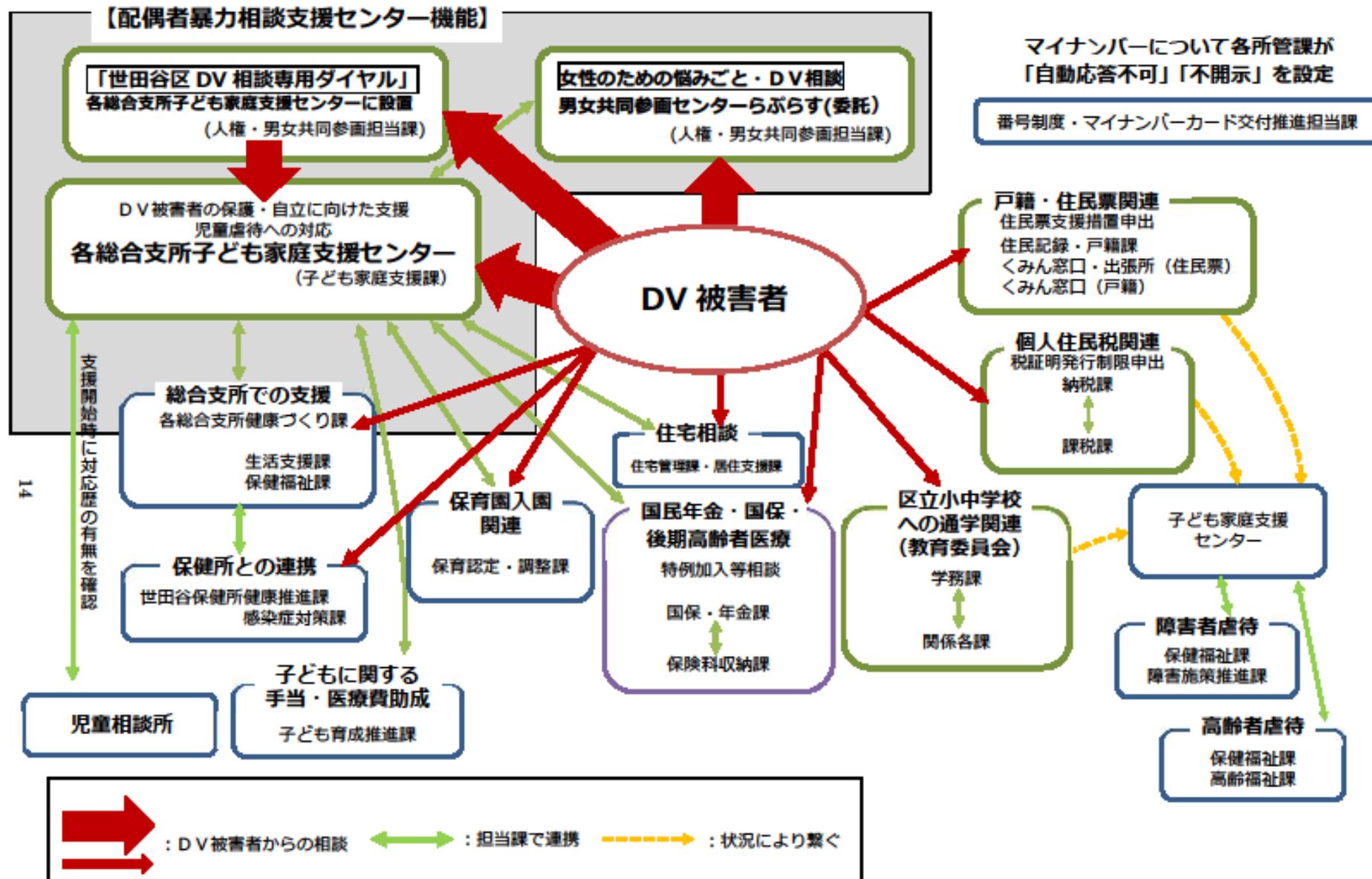
支援センターの運営について

- ・生活文化政策部人権・男女共同参画担当課を中心に「支援センター」に求められる機能を整備
- ・各総合支所保健福祉センター、子ども家庭支援課子ども家庭支援センター(以下「子家セン」という)をはじめとする
庁内関係所管との連携を強化
- ・福祉の相談支援と人権施策としてのDV被害者支援の統括的な運用に努め、配偶者等暴力被害者支援に取り組む

■ 配偶者暴力相談支援センター機能全体図 ■



■配偶者暴力被害者支援庁内関係所管ネットワーク図



支援センター業務の実績

	H28	H29	H30	R1	R2
DV相談件数 (子ども家庭支援センター、延件数)	1,272	1,311	1,169	1,944	2,287
DV電話相談件数 ※1 (男女共同参画センター、延件数)	533	395	409	785	1,224
緊急一時保護件数 ※2	—	—	47	76	25
相談事実証明書発行 件数 (住民票支援措置に関する意見書を含む)	—	—	5	49	62
保護命令 書面提出件数	—	—	1	1	3

※1 平成30年度まで週10時間、令和元年度から週18時間、令和2年5月から週30時間。同年7月よりメール相談も開始

※2 令和2年度はDVを理由とする緊急一時保護に限定

支援センターを機能整備したメリット

- ・庁内でのDV被害者支援に関する課題意識がより明確になり、協力・連携して仕組みづくりや事案対応に当たることができた。
- ・相談事実の証明書の発行が迅速に行えるようになった。
- ・相談の機会拡大や周知により、相談をためらっていた方へもアプローチできていると考えられる。
- ・婦人相談員が、DV相談支援専門員へ相談できるようになったことで、適切な支援が実施できるようになった。また、保護命令やハーグ条約など、早めの確認が必要な事案にもスムーズに対応できるようになった。
- ・事例検討会や婦人相談員対象の勉強会を通じて、ケース対応への応用や、支援資源についての知識の集積が図られるようになったり、他支所との情報交換ができるようになった。

機能整備による効果的な連携例

- ・令和2・3年度「特別定額給付金」
- ・令和3年度「東京都出産応援事業」、新型コロナウイルスワクチン接種など

DV被害により住民票と居所が異なるケースで、申出への対応・確認書の作成等を各子家センが実施する事業スキームが増えている。

センター機能事務局(人権・男女共同参画担当課)と子家セン、各事業の担当所管がそれらの相談を機に被害者支援につなげる意思を明確に持ち、事業の周知・広報及び問い合わせ対応を実施している。